



第一七八號

昭和十五年十月一三日發行
三種郵便物認可
(毎週二回水曜日發行)

五錢

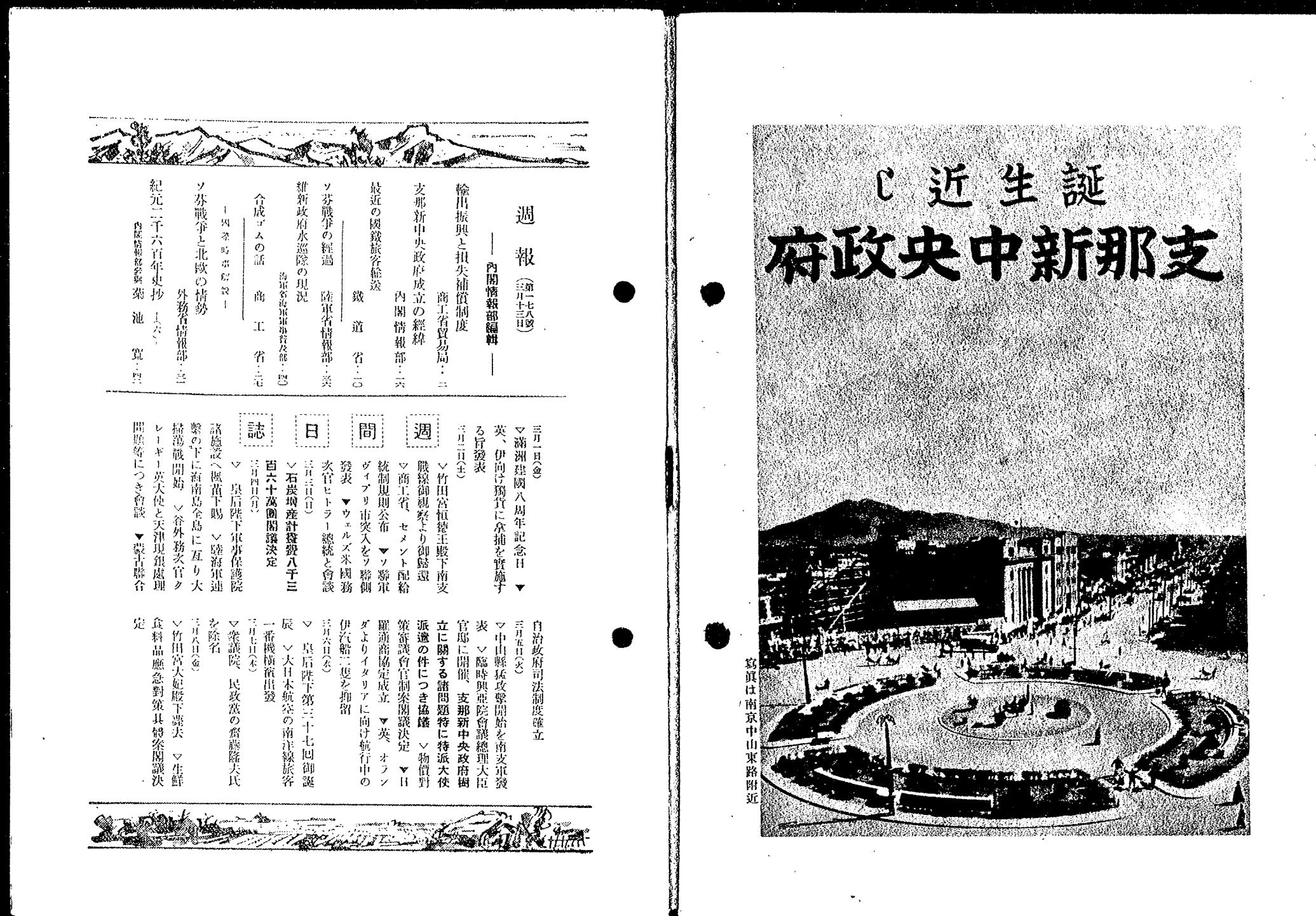
周報

三月三十日號

支那新中央政府成立の經緯
最近の國鐵旅客輸送
維新政府水巡隊の現況
合成功の話
輸出振興と損失補償制度
ソ芬戦争の経過
北歐の情勢
一千六百年史抄 (六)

特別
寄稿

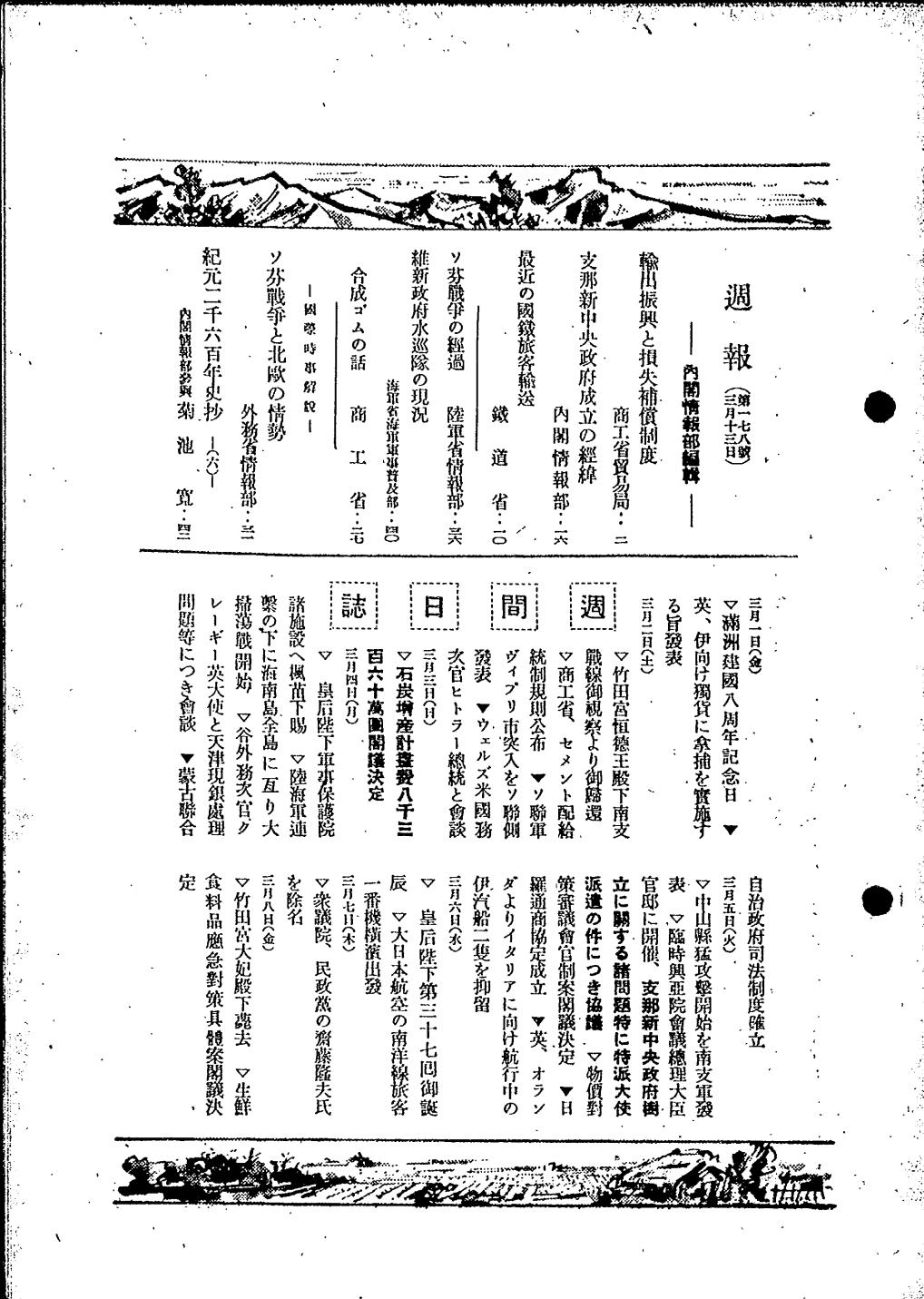
内閣情報部參與 菊池、寛



露光量違ひにより重複撮影



露光量違いにより重複撮影



支那近事 支那中央政府の成立



寫真は南京中山路附近



輸出振興と損失補償制度

貿易局

かくの如き損失補償制度は、すでにかなり古くから考へられた輸出振興政策ではあるが、相手國若しくは競争相手國の産業貿易に與へる影響が大きいだけに、かくの輸出振興策としての損失補償制度は、輸出取引上の各種の損失について行はれ得ることであつて、例へば、すでに成立した輸出商談につき發生した商品價格、爲替相場、海上運賃及び海上保險料等の諸経費の變動に基づく損失に對して補償し、或ひは一般的に内外經濟事情の變化に基づき惹起される輸出採算難を補償するが如きがそれである。

かかるに支那事變勃發以來の國際情勢は、頗る不安を極め、わが國の輸出業者としては折角海外から商品の買注文があつても、何時如何なる事態の發生に因り輸出不能となるかも分らぬ今日、安んじて海外よりの注文を引受けることができない現状にある。特に歐洲戰亂の推移如何は、わが國輸出關係業者に影響するところ決して少くない。或ひは注文の取消、或ひは外國に於ける輸入の禁止等、種々わが輸出に對する障害を伴ふことなきを保し難いであらう。

だから、たとへこれ等の事故の發生により萬一輸出不能となるも、その一部を國家が補償することとし、輸出關係業者の不安を除去することが、即ち、わが輸出の積極的増進に資する所以であると考へられる。

そこで、昭和十三年八月から輸出業者に對する金融の補償制度として、輸出資金前貸損失補償制度を實施したのである。ところが本制度による輸出資金の前貸は、専ら輸出業者に限られ、輸出商品の製造に從事する業者、即ち「メーカー」は、遺憾ながら十分にこの制度の恩典に

浴しない憾みがある、そこで、この缺陷を補ふため昨年五月から輸出品の製造業者に對する金融の便益を附與しようと、輸出品製造資金前貸損失補償制度を實施したのである。

三

右の兩制度は、いづれも緊急臨時措置とし、法律を制定せずに、政府對銀行との契約により運用して來たのであるが、實施以來の實績はいづれも相當顯著なものがある。兩制度は以下のところ未だ全國的に普及してゐないので、その徹底を期すと共に、一層の效果を擧げるため、今度政府では、兩制度を法律の根據の下に置き制度の恒久化を圖り、先きに實施した輸出補償法と互に相呼應させ、貿易金融制度を整備し、これにより最近の國際通商情勢に對處し、わが輸出貿易の振興に遺憾なからしめようとして「輸出資金及輸出品製造資金金融通損失補償法」案を今議會に提案したのである。

輸出補償制度については、昭和十二年八月四日號週報

第四十二號に「輸出補償制度の改正」といふ題で詳しく述べられてゐるから、こゝに重ねて解説することは省略し、輸出資金及び輸出品製造資金前貸の兩制度につき大要を説明することにしよう。

前述したやうに、この兩制度は輸出前の金融を圓滑にさせることが主眼であるが、資金の融通を受ける手續が極めて簡易であり、又擔保を要しない二點は、特筆に値すべきであらう。

左に兩制度の要綱を掲げて、讀者の参考に供することにしよう。

輸出資金前貸損失補償要綱

一、本邦爲替銀行をして、對人信用を以て輸出業者に對し注文金額の範圍内に於て輸出資金の前貸を爲さしめ、銀行が其の満期に於て輸出業者より支拂を受くること能はざることは、政府に於て之が損失を補償すること

二、輸出資金の前貸を受くる者の資格は、輸出組合若しくは其の組合員又は二年以上引續き輸出を業とし信用確實なる者に限定すること

に依りて得べき金額を超ゆるものと認めらるる場合、その他特別の事情ある場合、商工大臣の承認を受けたときは、權利の全部又は一部を行使せざることを得ること

一二、銀行（前項の請求權の行使により全部又は一部の支拂を受けたときは、その事實を届出づると共に、右金額より満期以後の利息及び行使に要したる費用を控除したる殘額の八割を政府に納付すること

一二、本補償は銀行が昭和十五年度以降二ヶ年度内に蒙ることあるべき損失につき之を爲すものとすること

輸出品製造資金前貸損失補償要綱

一、本邦銀行（商工組合中央金庫を含む以下銀行と總稱す）をして對人信用を以て、内地に住所又は營業所を有する輸出業者が直接外國より注文を受け、之に基づき發したる下請注文の引受を爲したる製造業者に對し、注文金額の範圍内に於て製造資金の前貸を爲さしめ、銀行が其の満期に於て製造業者より支拂を受くること能はざるときは、政府に於て之が損失を補償すること

二、製造資金の前貸を受くる者の資格は、工業組合若しくは其の組合員又は商工大臣の承認を受ける製造業者とすること

一〇、銀行は、輸出業者に對し損失金額の全部につき、遡求權の行使を爲すこと、但し其の行使に要する費用が其の行使

三、銀行の製造資金の前貸は之を左の場合に限ること

(イ) 借受人が工業組合又は商工大臣の承認を受けたる製

造業者なる場合は、下記注文書の原本及び該注文引受書

の寫を銀行に對し提示したるとき

(ロ) 借受人が工業組合員なる場合は、その所屬組合に於

て下記注文の事實を證明したるとき

四、製造資金前貸の期間は三月以内に限ること、但し特

別の事由ある場合商工大臣の承認を受けたるときは例外を

認むること

五、製造資金の前貸は借受人の振出したる約束手形の割引に

依りとを爲すものとすること

六、銀行は製造資金の前貸を爲したるときは、借受人より百

圓に對し一日一厘三毛の補償料を徵收すること

七、銀行 製造資金の前貸を爲したるときは、その内容を届

出づると共に前項の補償料を政府に納付すること

八、銀行 製造資金の前貸を爲し、その満期に支拂を受くる

こと能はざるときは、補償を受けんとする金額及びその事

由を記載し、政府に對し損失補償の請求を爲すこと

九、損失補償は、總額二〇、一六〇、〇〇〇圓を限り銀行の損

失金額の八割を限度とすること、但し補償前銀行が全部又

出づると共に前項の補償料を政府に納付すること

四

は一部の支拂を受けたるときは、その金額を銀行の損失金額より控除すること

一〇、銀行は製造業者に對し損失金額の全部につき請求権の行使を爲すこと、但しその行使に要する費用が、その行使により得べき金額を超ゆるものと認めらるる場合、その他特別の事情ある場合商工大臣の承認を受けたるときは、

権利の全部又は一部を行使せざることを得ること

一一、銀行 前項の請求権の行使により全部又は一部の支拂を受けたるときは、その事實を届出すると共に、右金額よ

り満期以後の利息及び行使に要したる費用を控除したる残額の八割を政府に納付すること

一二、本補償は、銀行が昭和十五年度以降二ヶ年度内に要することあるべき損失にして、同期間に補償を受け得べきも

額の八割を政府に納付すること

さて輸出資金前貸損失補償要綱について述べると、第一は、本制度の骨子であつて、わが國の爲替銀行は、對人信用を以て輸出業者に對し外國よりの注文金額の範

圍内に於て、輸出商品の調達に必要な資金の前貸を爲し、滿一期に輸出業者よりその支拂を受けることが出来ないときは、政府はその損失を補償することを規定したのである。現在この前貸をなす銀行は、横濱正金銀行、臺灣銀行、第一銀行、安田銀行、三井銀行、三菱銀行、第一銀行、住友銀行、野村銀行、三和銀行、十五銀行、朝鮮銀行及び静岡三十五銀行の十三行となつてゐる。

第二は、前貸を受ける者の資格の規定である。元來この制度は輸出業者に對する金融であるから、第一に輸出組合、第二にその組合員、第三に二年以上引續き輸出を認めたのは、たゞ輸出組合に加入してゐない者に對しても、輸出に從事する以上、本制度の適用を受け得られるやう規定し、業者の利便を圖ることとした。

第三は、前貸の要件、即ち、資金の前貸を受ける借受人は、直接外國より受けた注文書の原本（注文が電報によつたときは電報送達紙）を銀行に對し提示することになつてゐる。第四は、前貸の期間の規定で、一應三月としてゐるが、

次に第十であるが、本制度は輸出業者に対する金融を

目的とする關係上、たゞ銀行は政府から八割の補償を受けるが、なほ借受人は損失金額の全部につき銀行に對し返還する義務あることを規定したのである。なぜ借

受人に返還の義務を負はせたかといふと、借受人の手許には輸出不能となつても、商品は當然残つてゐるわけであ

るから、この手許商品を後日第三國へ轉賣すれば、代り金が手に入るわけである。従つてこの代り金を以て銀行に返還させることとし、借受人が不當の利得をしないやうに仕組れてゐるのである。

これは當然のことであるが、事情によつては銀行が返還請求権を行使することができない場合もあり得る。

即ち返還請求権の行使が費用倒れとなることが明瞭な場合とか、或ひは、いはゆる不可抗力の場合（例へば戦争とか、動亂とか、天災地變の如き場合等）返還請求権を行使することが不適當考へられるやうなとき限り、銀行は商工大臣の承認を受け、返還請求権行使せずとも差支へないこととして、無用の手續を強要することのないやうに

した。

次に第十一であるが、これは銀行が借受人より取立をした場合、銀行の立替金を差引き政府に納付する金額についての規定である。

最後に第十二で、本補償は、二ヶ年度に亘り政府は銀行に補償する義務があることを規定したのである。なぜ二ヶ年度としたかといふと、がりに一ヶ年度とすれば年度末近くに銀行が前貸をして、満期の如何によつては其の年度内に補償を受けることができず、當然翌年度に跨がらざるを得ないので二ヶ年度としたのである。

五

次に輸出品製造資金前貸損失補償の要綱について解説することにするが、この制度は輸出資金の前貸と殆んど同一であるから、たゞ異つた點だけの説明に止めることとする。

輸出品製造資金前貸損失補償要綱の第一は、本前貸補償の骨子である。元來この制度は製造業者に對する金融

であるから、銀行は必ずしも爲替銀行に限らず、一般普通銀行並びに商工組合中央金庫に於ても、對人信用を以てわが國の輸出業者が海外から受けた注文に基づき發せられた下請注文の引受をした製造業者に對し、下請注文金額の範圍内で原材料の購入その他工賃等の支拂に要する資金の前貸を爲し、満期にその返済を受けることが出来ないときは、政府はその損失を補償することを規定したのである。輸出資金の前貸と異つた點は、輸出資金の方は直接外國から來た注文に限られてゐるが、輸出品製造資金の前貸は間接の注文、即ち輸出業者より更にメーカーへの下請注文に限られる點である。

現在この前貸をなす銀行は、横濱正金銀行ほか二十九行である。

次に要綱の第二であるが、これは借受人の資格につい

ての規定で、製造業者に限られてゐる關係上、借受人は第一に工業組合、第二にその組合員、第三に商工大臣の承認を受けた製造業者でなければならない。この第三の資格を認めた理由は、工業組合に加入してゐない者でも、

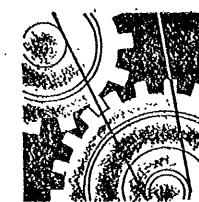
現に輸出向の商品を製造してゐる業者も少くはないので、特にこれ等の業者をも本制度の恩典に浴させることとしたのである。要綱の第三は、前貸の要件の規定で（イ）と（ロ）に分れてゐる。

（イ）の場合は別に説明を要しないと思ふ。（ロ）の場合は所屬組合の證明を要することとしてゐる。これは資金の前貸を爲す銀行が果して工業組合員なりや否やを確めるとは頗る困難である。何ん四千三百近くの工業組合が設立されており、一々銀行が取調べることは容易でない。

さらに、國內消費を目的とする商品の製造に資金を流用することのないやう所屬組合で證明させることとした。

要綱の第四以下は全然輸出資金前貸の要綱と同様であるから解説は省略する。

本法律案が貴衆兩院を通過した上は、わが國の輸出貿易の増進を目的として設けられた制度であるから、關係業者各位は十分本制度を活用され、わが輸出の振興に資せられるやう希望してやまない。



最近の國鐵旅客輸送

鐵道省

國民の理解と協力を望む

「寝臺券が手に入らない」とか、「せつから青切符を買つたのに長時間立ん棒で旅行させられたとか、「通勤時の省線電車は満員詰めで身動きもならず、しかも着陸に着くのに五分も、時には十分近くも遅れることがある」とか、最近の國有鐵道の旅客輸送についていろいろの苦情を聞く。

聖戦下に三度目の春を迎へ、意義深い紀元二千六百年に際會し、又支那新中央政府の樹立も近からんとするとき、國民各位に、たゞへ一部の方々にしても、以上のやうな不自由をかけてゐることは國有鐵道として面目ない次第である。

輸送人員指數
對前年增加割合
%
八 年 一〇〇
七 年 一〇八
一〇〇
七七

九 年	一一七	八・六
十 年	一二一	七・八
十一 年	一三六	七・五
十二 年	一四八	九・二
十三 年	一七一	一六・三

以上の趨勢は必然的に著しく輸送の幅擴を來し、延い

て一般からは乗車難の弊があがることになつたのである

が、この現象は人口の増加、産業文化の發展に伴ふ自然増

加とはその趣を異にし、事變の影響を多分にうけたことに

よるのである。然しこのことは新東亞の建設に邁進しつゝ

ある興隆日本の一面を如實に示す交通量の増加であり、鐵

道としては萬難を排して輸送の圓滑化に努めてゐる。然

しながら、一方においては作戰輸送、應召兵輸送、將兵の

交替輸送、傷病兵輸送等の事變輸送に重大なる責任を果し

ており、他方には事變下における資材その他の制約をうけ

て施設萬端の充實も思ふやうにならない。そのため旅客輸

送に支障を及ぼす點の少くないことはまことに遺憾なこと

であるが、まづこの際、遊樂的の旅行や無意義の贈答品などはせつかく船車の連絡地點まで來ながら、船室満員のた

は、出來るだけ抑制して、國策上ゆるがせに出來ぬ輸送を妨げないやうに協力していただきたいのである。將來交通情勢の推移如何によつては、ある程度の輸送統制もやむを得ないやうなこともあるかも知れないことを一般に諒解して頂きたい。

躍進する大陸との交通

昭和七年以降滿洲國が建國の基礎をかためて、着々と建設途上に乘出すにつれて、内地と彼の地との交通は目だつて頻繁の度を加へてゐるのであるが、今次事變の發生と共に支那を含めての大陸への交通量は俄然増加した。これを、開港連絡船だけについて見ても、旅客の數は、昭和七年度に比べて十二年度は六割を増し、更に十三年度は二倍以上といふ驚くべき數に上り、十四年度に入つては、新東亞建設計畫の進捗に伴ひ、前年の同月に對し、毎月一割乃至四割の増加を示してゐる。そのために幅擴期になると旅客

め乗船出来ぬといふ氣の尋な事態を生ずる例も少くない。最近にあつては、さうした時期に限り旅客は豫じめ乗船の指定をうけることを前提として、大陸行の乗車船券を求めるやうな取扱をしてゐる状態である。

なほ支那に中央政府が近く樹立されることになれば、交通量は更に飛躍的の増加を示すことは明らかであり、同時にそれは内地の鐵道輸送に大きく影響して東海道、山陽の兩幹線はもとより、大陸への門戸である新潟或ひは敦賀に通じる各線の輸送も將來ますゞ繁劇を加へてくるであらう。この情勢に對しては、さし當つて旅客列車の増發、客車の増設、列車時刻の適正化などを行つて、混雜緩和を圖つてゐるのであるが、今後も引續きそれら各幹線の輸送力を一段と充實強化しなければならぬ。又大陸への交通経路を整備する必要がある。

國內交通量の激増

國內相互間の交通は、主として事變發生以來の生産力擴

充竝びに諸種の經濟統制強化などに原因して、各方面にわたり夥しい旅客の増加を見てゐるのであるが、特に各種の統制が深刻化されるやうになつてからは、中央と地方との連絡等のためにする交通が著しく増えたことが旅客輸送に重い負擔となつてきた。そしてそれ等の旅客は長距離列車を利用する者が多いために、各幹線を走る急行列車はいよいよ輻輳を加へ、それには新聞商をも眞はす寝臺券入手難といふ事態をも伴つてくるのである。また生産力擴充計画によつて全國的に時局關係の產業が勃興したことによつて、會社、工場通勤者の交通が新たに目ざましく増えてしまつて、それが學生、生徒の通學とも重なつて、朝夕のラッシュアワーは甚だしく混雜を呈してゐることも周知の通りである。その例を工場通勤者にとつて見るならば、職工定期客の數は、昭和十二年度において七年度の約三倍半に上り、十三年度に入つては實に五倍餘に達してゐる。學生又は普通定期の客の數は、昭和七年度に比し昭和十三年度はそれも五割又は六割の増加に過ぎないのである。

その他に銑後國民として集團的訓練を積み協和奉公の精

神を磨くと共に、光輝多い祖國の姿を正しく認識しようとする意圖の下に行はれる青年團、在郷軍人、學生生徒等の訓練演習や勤労奉仕のための集團旅行も盛んになつてゐる。

躍増する旅客交通量への対策

大陸と内地、内地相互間の最近における旅客交通情勢は大體以上の通りであるが、これに對して鐵道省としてはどんな對策を講じてゐるか。また將來どうしようとするのか。この重要な問題を解決する鍵は、結局するところ、極度に業務運営の昂上を圖ることと、車輛の増備と輸送施設の擴充を講ずることの二つにある。

わが國有鐵道が、優秀な技術と絶大の努力とを以て保有する車輛を最大限度に活用してゐることは、一車當り旅客輸送人員が英、佛、獨に比べて約五倍に達してゐることか

らしても明らかであるが、このことから、その反面に於て客車保有量がそれ等の諸國に比して遜色があり、同時に輸

行詰り打開と割期的の輸送對策

事情の許す限り車輛と施設の増備を圖る一方には、運営の妙諦を發揮すべく努力をつづけてゐるのである。その現はれの一つが、昨秋における全國的列車時間の大改正竝びに列車の増發である。本年も輸送情勢に順應して同様の計画を樹立し、その實現に努めたい。又二月一日より旅客荷物の取扱制度を時局下の現状に即應させるために、國有鐵道旅客荷物運送規則の一部改正を行ひ、以て輸送の圓滑を期し國策輸送の確保を期さうとしたのである。

以上述べ來つた最近における旅客輸送情勢は、將來なほも

昂上の過程をたどりつゝ、相當長期にわたるものと考へな

ければならない。これが對策としては消極面からして、遊樂又は慰安を目的とする旅行の抑制といふことも考へられるが、それによる結果は第一次世界大戦時に於ける歐洲諸

國の實績に徴しても大したことは望めない。とすれば、東亞新秩序の建設途上にあつて、文化、産業、經濟の動脈たる鐵道の重大使命に鑑み、鐵道輸送に些かの滯滞も來さないやう、積極的に輸送力の強化充實に努めるところがなければならないことは言ふまでもない。

そのためには、豫てから生産力擴充四ヶ年計畫と併行して國有鐵道輸送力擴充四ヶ年計畫を立て、十四年度に車輛費一億二千萬圓、線路その他の改良費八千萬圓の豫算を計上して實行に當り、着々とその計畫を進めてゐるのである。

計畫の内容は大體車輛増備を根幹とし、その他に各種の設備、線路等の輸送力擴充に關係ある部門は悉く含まれてゐるのであつて、その經費は約九億圓を計上されてゐる。

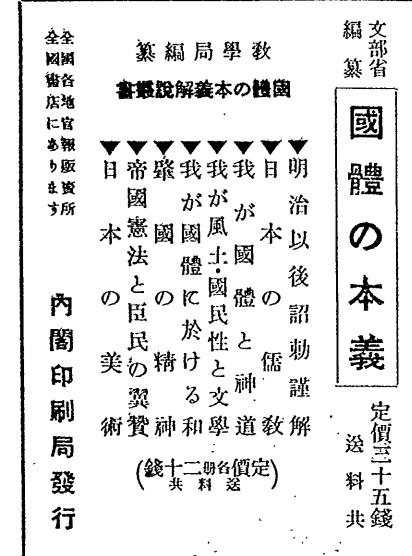
尤も、この計畫樹立當時に豫想された輸送量と現在の豫想との間に著しい開きを生じてきたので、その内容につ

いては大改訂を要することにはなつてゐるが、この計畫によつて輸送力の強化充實に大きな期待がかけられてゐるのである。

更に又、わが國交通の大動脈である東海道、山陽の兩本線の線路容積行詰りを開拓し、併せて興亞日本の交通大動脈に新商目を劃すべく、有識經驗の權威をあつめて幹線調査會を組織し、その意見をきいて別に廣軌複線による新らしい線を設け、東京下關間を大約九時間で走破する割期的計畫を立て昭和十五年度より着手し、十五年間にこれを實現すべく準備してゐることは、こゝに詳述するまでもなく既に一般によく知られてゐるところである。

紀元二千六百年と旅客輸送

巡拜者の中で國有鐵道によるものの數がいくらになるか、その確質などころを知ることは出来ないが、大體に團體巡拜者百五十萬、個人巡拜者三百五十萬を突破するものと見てゐる。この想定にもとづき、他的一般交通によつて繁忙を來す見込の時期を除いて、本年中常に臨時列車を運轉し得る日數を二百二十三日と算定し、その間約千五百回の臨時列車を動かして團體巡拜者の輸送に充てる計畫を立ててゐる。そしてかやうな夥しい數に上るであらう巡拜者の輸送にあたつては、これを無統制のまゝに放任することは旅客、鐵道共に混亂混濛を來す虞れがあるのでその経路並びに下車驛を指定し、輸送その他の幹線はこれを一元化して、日本旅行協会が取扱ふことになつてゐる。また個人巡拜者の輸送についても、圓滑な輸送を期するため各般の施設を整備するはもとより、聖地の巡拜に不便を感じることのないやうに山田、敵傍を中心名古屋、草津、京都、大阪を結ぶ一つの聖地圖を設け、この圖内では省線、大軌、參宮、大鐵、奈良電の汽車、電車の何れにも乗車し得る特種乗車券を設けることとした。





支那新中央政府成立の經緯

内閣情報部

一、和平運動の發端

更生支那の代表政權たる新中央政府が、愈々近く汪精衛を中心とする支那の同裏眞眼の士により成立されることになつた。この新支那中央政府とは如何なるものかは、過報に於てもしばしく断片的には觸れて來たが、この際成立までの經緯を一應まとめて説明して置きたい。

新中央政府樹立運動が具體的に表面化したのは、汪精衛が昭和十三年十二月二十九日重慶政府に對し對日和平に關する建言を送付し、次いで同年十二月三十日反共和平に關する聲明を發表した時であるが、この和平運動に乗り出した直接の根據は、帝國が東亞新秩序建設を國是として中外に闡明した、昭和十三年十一月三日の政府聲明及び同年十二月二十二日の近衛内閣總理大臣談であり、汪精衛等のこの動きは東亞新秩序の建設を支那側に於ても分擔しようと、これに共鳴して騒起したもので

ある。

しかしながら汪精衛等の和平運動は、それより先、昭和十三年春、支那事變が本格的段階に入つた當時、蔣介石副祕書長周佛海、江寧縣長梅子平等が、主として「中堅文武官員を糾合し、日本との和平提携」を畫策したことによると、既に内部的動きを見せてゐたのである。この運動は日本と支那とが提携して新東亞を建設すること目的として、これがため共産主義、抗日主義を排斥し、親日的新生國民政權を樹立して、先づ日本との和平を具現することを綱領としたもので、潛行的に蔣政權内部の要人働きかけたり、或ひは四川、雲南等の軍閥とも密かに連絡する等漸次同志を増加した。そして、同年十一月三日の近衛聲明は汪のこの決意を固めることになつた。

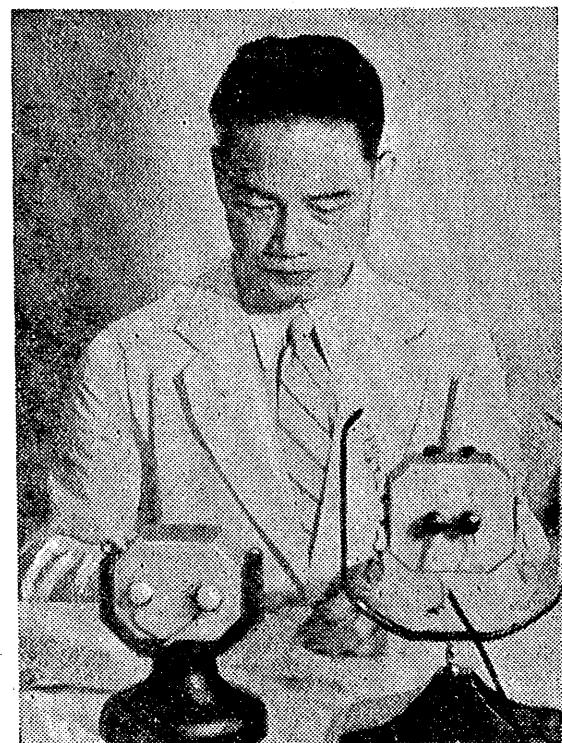
十一月三日の政府聲明要旨

(前略) 帝國の冀求する所は、東亞永遠の安定を確保すべき

新秩序の建設に在り、今次征戰究極の目的亦此に存す。
この新秩序の建設は日滿支三国相携へ、政治、經濟、文化等各般に亘り互助連環の關係を樹立する以て根幹とし東亞に於ける國際正義の確立、共同防共の達成、新文化の創造、經濟結合の實現を期するにあり。是れ實に東亞を安定し、世界の進運に寄與する所以なり。

帝國が支那に望む所は、この東亞新秩序建設の任務を分擔せんことに在り。帝國は支那國民が能く我が眞意を理解して帝國の協力に應へむことを期待す。固より國民政府と雖も從來の指導政策を一擧し、その人的構成を改善して更生の實を擧げ、新秩序の建設に來り參するに於ては敢て之を拒否するものにあらず。

惟ふに東亞に於ける新秩序の建設は、我が國の精神に淵源し、これを完成するは、現代日本國民に課せられたる光榮ある責務なり。帝國は必要なる國內諸般の革新を斷行して、國家経力の擴充を圖り萬難を排して斯業の達成を邁進せざるべきからず。茲に政府は帝國不動の方針と決意とを聲明



洲國と完全なる國交を修めんことを率直に要望するものである。

次に日本は日獨伊防共協定の精神に則り、日支防共協定

の精神を以て日支國交調整上要緊の要件とするものである。

而して支那に現存する實情に鑑み、この防共の目的に對する

十分なる保障を擧ぐる爲には、同協定締結期間中、特定地點

に日本軍の防共駐屯を認むること、及び内蒙地方を特殊防

共地域とすべきことを要求するものである。日支經濟關係に

就いては、日本は何等支那に於て經濟的獨占を行はんとする

ものに非ず、又新しき東亞を理解し、これに即應して行動せ

んとする善意の第三國の利益を、制

限するが如きことを支那に求むるものに非ず、唯飽く迄日支の提携と合

作とをして實效あらしめんことを期するものである。即ち日支平等の原

則に立つて、支那は中國臣民に支

那内地に於ける居住營業の自由を容

れ、且つ日支間の歴史的經濟的關係に鑑み特に北支及び内蒙地域に於

てはその資源の開發利用上、日本に對し積極的に便宜を與ふることを

要求するものである。

かくてこの和平運動が急速に進展するに伴ひ、重慶に於ける蔣介石側からの壓迫は次第に増し、汪一派は身邊の危險を感じるに至つたので、中権關係者は運動據點を他に移すため、昭和十三年十一月初旬から準備を開始し、汪精衛は同月十八日重慶を脱出し昆明を経て佛領印度支那の河内に到着した。

二、近衛聲明と汪の和平建言

偶々これと時を同じうして、十二月二十二日、近衛内閣總理大臣が、左の如き更生新支那との國交調整にする根本方針を談話の形式を以て發表したので、右の帝國政府の對支國交調整根本方針闡明に響應して、汪精衛は顯然和平運動に乗り出し、同年十二月二十九日重慶政府に對し、對日和平に關する建言を送付し、同三十日に反共和平に關する聲明と和平建言を公開して其の主張を中外に明らかにし、こゝに和平運動は表面化したのである。今、帝國政府の方針と汪の第一次聲明とを對比し

て熟讀すれば自づと双方の意のあるところが納得できよう。

十二月二十二日の近衛内閣總理大臣談

政府は本年再度の聲明に於て明らかにしたる如く、終始一貫、抗日國民政府の徹底的武力掃蕩を期すると共に、支那に於ける同裏具眼の士と相携へて東亞新秩序の建設に向つて邁進せんとするものである。今や支那各地に於ては更生の勢澎湃として起り、建設の氣運感、高まるる感得せしむるものがある。是に於て政府は、更生新支那との關係を調整すべき根本方針を中外に闡明し、以て帝國の眞意徹底を期するものである。

日滿支三國は東亞新秩序の建設を共同の目的として結合し、相互に善隣友好、共同防共、經濟提携の實を擧げんとするものである。これが爲には支那は先づ何よりも舊來の偏狹なる觀念を清算して、抗日の愚と滿洲國に對する拘泥の情とを一掃することが必要である。即ち日本は、支那が進んで満

日本の支那に求むるものの大綱は以上の如きものである。日本が敢て大軍を動かせる眞意に従事するならば、日本の支那に求むるものが匪々たる領土に非ず、又戦費の賠償に非ざることは自ら明らかである。日本は實に支那が新秩序建設の分擔者としての職能を、實行するに必要な最少限度の保障を要求せんとするものである。日本は支那の主權を尊重するは固より、進んで支那の獨立完成の爲に必要とする治外法権を撤廃し、且つ租界の返還に對して積極的な考慮を拂ふに答へならざるものである。

汪精衛の第一次和平聲明要旨

日本政府は十二月二十二日の聲明に於て日支國交調整に関する日本政府の根本方針を闡明した。右聲明は日本は支那に對し領土も賠償も要求するものでなく、ただ日本人が支那に於て生活し商業を營み得る自由を得ること、その代價として日本は支那に對し租界を還し、治外法権を撤廃する用意がある、といふのである。日本政府が斯る宣言をなす以上、和平的手段によつて北支各省の安全を保障し得るもののみでなく、

經濟的協力のため平等主義に立つことを日本は豫約してゐる。然ばく我々は原則として之に同意し、その基礎の上に各種の具體的提案を提出せねばならない。

余は次の如く確信する。國民政府は上記三點の基礎の上に、遠かに和平恢復のため日本政府と意見の交換をなすべきである。この際、十一月三日、日本政府がその聲明に於て一月十六日の聲明に述べた態度を變更したことを探起せねばならない。だから、國民政府が上記三點を和平討議の基礎とするならば、商議への途は開かれるのである。

和平の條件については慎重に考慮せねばならぬ。就中、特別重要な點は日本軍の支那からの撤兵と、その全部が急速

且つあらゆる方面に於て一齊に行はれなければならぬことである。提案された日支防共協定の存續期間中日本軍の駐屯すべき特定地區は唯内蒙の附近にのみ制限されなければならない。支那は以上の制限が行はれる事によつて始めて戰後の復興と再建事業を遂行し得るのである。

日支兩國の近隣關係に鑑み中國並に日本の韓國と友好關係とは極めて自然なこと且つ必要なことである。日支兩國共に、

今次事變で失はれた領土をも恢復することが出来る。かくて支那の領土主權、行政的獨立並に領土保全をなし得るであろう。

次は防共問題である。我々は日本との斯る防共提携は支那の軍事的益に政治的問題への干渉にまで導く可能性あるとして疑惑の念を覺いて來たが、それは日獨伊三國防共協定の精神と同様の精神で締結されるべき旨の聲明があつた以上、斯る疑惑は撤回してよい。防共協定の目的が共產黨の國際陰謀を防止轉覆せんとするものである以上、この理由に基き同協定は支那とソ聯との關係に影響を及ぼさしむべではない。

中國共產黨は既に三民主義に從ふべきを誓約した以上、共產黨としてはその教組織に宣傳工作を止め、その邊境政府を廢止すると共に、又その特別軍事組織を廢止して、中華民國政府の法律制度に絶對的に服従すべきである。三民主義は支那國民の根本主義であるから之に背離するものは彈壓せねばならぬ。

第三の點は經濟提携である。經濟的に日本は支那に對する獨占的支配を目的とするものでなく、又支那に對して第三國の權益の制限を要求せんとするものではない。日支兩國間の經

正常な狀態から逸脱してゐる現状に付ては徹底的に再檢討を加へ、兩國共にこれに對する相互の責任を究明すべきである。支那はその教育政策を善隣主義と矛盾せしめざるのみならず、日本側に於ても支那に對する傳統的蔑視の態度並に征照思想を放棄し、その代りに親支的教育政策を樹立すべきである。太平洋に於てのみならず、廣く全世界に於ける平和と安全とを確保する爲に、我々は國際親善並に相互の利益増進の共通な大義のためにあらゆる關係各國とも協力すべきである。

三、和平運動から純正國民黨へ

この和平建議は重慶内部をはじめ、各方面に波紋を投じた。其の後汪精衛は引き河内に在つて數次に亘り聲明を發表して、その立場を益々闡明すると共に、重慶、香港、上海等各地の同志を指揮し運動の進展に専心した。ところが河内に於ても重慶側の壓迫は日を追うて熾烈化し遂に汪精衛の脅威たる曾仲鳴が暗殺される等、



面場一なかや和るけ於に館賓迎島青
(氏元賀・志鶴栗・深朱・復克王・衛福江りよ右)

堂々施策するほか、その所信を實現することが不可能であるとして、このため日本側中央部と直接會見する必要を認め、五月三十日、汪は周佛海、梅子平等の幕僚を伴ひ東京に入った。そして東京滞在中に、平沼首相、近衛前首相等と會談したが、その結果、汪は東亞新秩序建設に關し帝國の意の存する所を十分諒解し、誠意を披瀝して中央政府樹立の工作に盡瘁する旨を誓ふと共に、前記各大臣の鼓舞激励に感激して六月十八日に退京した。

その歸國の途次、汪は天津に於て王克敏等臨時政府要人と、又、上海に於て梁湯志等維新政府要人と、時局の收拾、中央政府の樹立に關して之が協力を懇請した所、いづれも汪精衛の眞意を諒解し大いに協力する旨を明らかにした。そして、上海に於てその運動を公開推進するため、「中華日報」を復刊、更にラヂオによつてその所信を中外に開明する等活潑なる言論戰を展開した。

かくて汪は南支方面への積極工作の必要を認め、廣東に赴いて和平運動を展開し相當の效果を收めて、八月十

四日廣東から上海に歸つた。

さて、汪精衛は和平運動に關する諸般の情勢が漸く熟して來たのを見て、純正国民党を組織して更生支那國家の代表政權たる新中央政府の母胎たらしめねばならぬと、昭和十四年八月末、上海に國民黨全國代表大會を開催したが、これが成果は、汪運動が果して支那の國民運動として本格的に基礎付けられるか否かの試金石として、日支關係のみならず世界的な關心を呼び起した。本大會、即ち國民黨第六次全國代表大會(略稱、六全大會)が開かれるに至つた根據は、汪精衛が昭和十三年十二月末、和平通電を發するや、全國各地の支那民衆及び各地國民黨部が立ち上り、汪支持の通電を寄せて來、今や重慶政府は共產黨の壓迫により黨本來の職能、機能を行はし得ない狀態となつたので、汪精衛國民黨副總裁に對し、速かに第六次全國大會を招集し國是を協議されん事を要請する者續出するに至つたからである。(週報第一五二號昨年九月六日號參照)

かくて各地より代表二百三十餘名が上海に參集、大會

は八月二十八日より同月三十日まで行つた。大會で可決した重要事項は汪側の發表を統合すると次の如きものである。

「反共を以て國民黨の基本政策となすこと。
「日支關係を根本的に調整して國交を恢復すること。
「國民黨の機構を改正して蔣介石の國民黨總裁を罷免し、汪精衛を中央執行委員會主席とすること。
「重慶に於ける一切の國民黨機構の解散を命すること。
「内部的には、共產黨によつて誤られた三民主義を再検討して、孫文以來の純正三民主義に還すこと。
「外に對しては、黨外の賢能の士と共同して中央政治委員會を組織し、時局收拾に當り以て國民黨一黨專制の弊を脱すること。」

次いで、九月五日には六全大會第一次中央執行監察委員全體會議(略稱、一中全會)を開いて、國民黨内部の組織及び宣傳その他を決定し、各黨各派と協力して新中央政府の樹立を議すべき中央政治會議に對する國民黨側としての準備を討議した。

新中央政府の母體たるべき国民党に對する働きかけは、六全大會及び一中全體の開催を以て一應の段落を告げ、從來の国民党はこゝに純正国民党として改組され、更生するに至つたので、爾來汪精衛等は中央政府樹立工作の圓滑なる進展を圖ると共に、更に該中央政府を強力化せしめるために臨時、維新兩政府との協力合作を圓滑ならしめ、各政黨に屬せざる政客、財閥、教育家等無黨無派に對して働きかけることなどに全力が傾注された。

四、日支新關係と青島會談

その後に於ける汪等の工作の進展狀況を觀るに、臨時政府及び維新政府に對しては、昭和十四年九月十九日より三日間、南京に於て汪精衛は王克敏、梁鴻志と會同して、中央政治會議開催に關し具體的に協議した結果、三氏は愈々緊密に協力して新中央政府樹立のため邁進する決意を強固にし、一方、重慶側軍閥切崩し運動は、反蔣的傾向のある非中央の軍領袖方面に向つて行はれた。

尙ほ、汪精衛は、帝國政府が平沼内閣より阿部内閣に更迭したので、我が政府要路と連絡打合せのため、十月二日周佛海を東京に派遣した。周は速日我が政府要人と會談し、帝國政府不動の決意を再確認して歸還した。その後、汪精衛は十月二十日支那派遣軍總參謀長板垣中將（前陸軍大臣）等と上海で、十月三十一日支那派遣軍總司令官西尾大將等と南京で、十一月一日支那方面艦隊司令官及川中將等と旗艦出雲でそれゝ會談した。

支那新中央政府樹立運動が進捗して、その實現が近くなつて來たので、帝國としては、十一月一日興亞院會

議を開き、御前會議の方針に基づき更生新支那との國交修復に關する基本方策を決定するところがあつた。これに依り上海に於ける彼我代表者は數次に折衝を經て意見の一致に到達して、新東亞建設の具體的標識が確立された。

越えて昭和十五年一月八日、帝國政府は閣議を經て内閣書記官長談の形式で帝國の事變處理方策に關する左の如き聲明を發表し、新政府に對する帝國の協力方針を積

極的に闡明した。

事變處理に關する帝國の方途に就ては、累次中外に聲明せられたる所にして、特に昭和十三年十一月三日の政府の聲明、次いで同年十二月二十二日近衛元總理大臣の談話に於ては、征戰究極の目的を明かにせられ、爾來政戰兩略一貫して此の目的の追求に努力し來りし次第なるが、此の間支那に於ける同愛其眼の士にして帝國の意圖に嚮應するもの遂次増加し來り、遂に昨年春季に入り、國民黨の指導的地位に在る汪精衛及其の同志は公然反共親日、和平救國を主張し、帝國との協力的活動を開始し、爾來日々その勢力を加へ、最近に至り新なる中央政府を樹立するの氣運となれり。而してその志す處を詳察するに、時局收拾の方向概ね帝國の企圖する處に合致するものあるにより、帝國としては今後有ゆる努力を傾



支那新中央政府樹立運動が進捗して、その實現が近くなつて來たので、帝國としては、十一月一日興亞院會議を開き、御前會議の方針に基づき更生新支那との國交修復に關する基本方策を決定するところがあつた。これに依り上海に於ける彼我代表者は數次に折衝を經て意見の一一致に到達して、新東亞建設の具體的標識が確立された。

越えて昭和十五年一月八日、帝國政府は閣議を經て内閣書記官長談の形式で帝國の事變處理方策に關する左の如き聲明を發表し、新政府に對する帝國の協力方針を積

注して、これが成立發展を支援することとなつた。

さてこゝに決定した更生新支那との國交修復に關する基本方策は、新國交調整の準據となるもので、その基本とするところは、日滿支三國は東亞に於ける新秩序建設の理想の下に相互に善隣として結合し、東洋平和の権輿たることを共同の目標とするにあり、

一、日滿支三國は相互に本準備、然の特質を尊重し緊密に相提携して東洋の平和を確保し、善隣友好の實を擧げるため各般に亘り互助防共の手段を講ずる。

二、日滿支三國は協同して

三、日滿支三國は互助及び防共の實を擧ぐる爲め、產業、經

濟等に關し長短相補無相違の趣旨に基づき平等互惠を旨とする。

の外二、三種の合成ゴムを製造してゐるといはれてゐる。その生産數量も數萬噸に達すると宣傳されてゐるが、眞相ははつきりしない。

アメリカでもニューランド等の二十数年に及ぶ研究の結果、一九三一年に至りデュポン會社が合成ゴムの工業化に成功するに至つた。ネオブレンと呼ばれるのがこれである。

ところで、わが國の合成ゴム研究の状況を見ると、獨、米、ソ聯に比し甚だ遅れてはゐるが、一二三の特種合成ゴムが僅かながら市販されるやうになり、その他の合成ゴムも漸く工業化の段階に入らうとしてゐる。研究開始後數年を経たにすぎないのに、今日の成績を見るに至つたことは多くの研究者の努力の賜ものである。今後多くの困難に打勝つてその工業化を圖らねばならないのである。

も二、三の方法が行はれてゐる。重合に際し、他の重合性物質を一種又は二種以上加へて、一緒に結合(共重合)させることによつて、合成ゴムの性質を變へることが出来るのである。

馬鈴薯を原料とする製造工程は、馬鈴薯粉を酸化させてエチルアルコールを作り、次にこのエチルアルコールを分解し、ブタデエンを製し、これを重合させて合成ゴムとするのである。

石油を分解してガソリンを製造する際副産物として出てくる分解ガスの中にブタデエンが含まれてゐるから、これを分離して合成ゴムとすることもできるのである。

かうして製造されたブタデエン系合成ゴムの抗張力、伸張率等の機械的性質は天然ゴムと同等或ひはそれ以上である。耐油性、耐老化性等の化學的性質は天然ゴムより優れてゐる。天然ゴムは油

を吸収膨潤し、加熱すれば軟化し、日光に曝露すれば龜裂を生ずる缺點があるが、ブタデエン系合成ゴムにはこんな缺點がない。従つてあらゆる天然ゴムの用途に代用されるだけでなく、天然ゴムより更に廣い用途を持つてゐるのである。たゞ遺憾のは價格の點で、その生産費は現在の天然ゴムの市價の一倍乃至三倍もあるのであるが、しかしこれも一倍半程度までには低下できるものと考へられてゐる。

クロロブレン系合成ゴムもブタデエン系合成ゴムと同様、カーバイトを原料として製造されてゐるが、その工程は次の通りである。

</div

ソ 芽 戰 爭 も 北 國 の 情 勢

外
雅
之
性

恐れて、しきりにフィンランド政府に對しソ聯との和協を勧告してゐる旨が報せられてゐる。

ヘルシンキに次ぐ同國第二の大都會ヴィブリを突破し、引つゞきフィンランド灣に沿つて三百糸を西驅し、ヘルシンキに迫るものと見られ、今やフィンランドは重大な危機に直面するに至つた。

併し、フィンランド側へは、英佛ならびにイタリアその他の各國からの義勇兵或ひは飛行機等の援助も最近に至り續々到着してゐるが、これらは既に時機遅れの感強く、預勢を盛り返へすることは至難と見られ、且つスウェーデン及びノールウェーの兩國政府は自國が戦争に捲き込まれるのを

ソ芬戰爭が勃發するや最も大きな衝突を受けたのは
フィンランドと國境を接するスウェーデン及びノールウェー
であつた。ことにスウェーデンに於ては、十二月十三日、ハ
ンソン内閣は、絶對多數を占めてゐた社會黨の讓歩により、
各派を網羅する強力な舉國內閣に改造され、かねて親英反
獨とされてゐたサンドラーエ外相が退き、同國があくまでも
厳正中立の立場を維持することを明らかにした。

させる方法である。この合成ゴムは抗張力、伸張率等が天然ゴムより遙かに劣るだけではなく、黒臭があり、且つ耐熱性に乏しい缺點があるが、耐油性、耐オゾン性は合成ゴム中最も優れてゐる。従つて用途も特殊な方面に限られ、天然ゴムに混入して渋油ホース、耐油電線、耐コロナ電線、パッキン等に使用されてゐる。生産費はゴムの市價の三倍乃至四倍のやうである。

わが國でこれら等の
あるとき、原料資源が
はれない。日滿支を
満洲、朝鮮、臺灣に
があり、無煙炭は朝鮮
量が期待される。石
灰石も至る處にあ
る。技術も既に實驗
室的研究を脱して中
間試験の時代に入ら
うとしてゐる。從つ
て近い將來に工業化
されるものと期待で
きるのである。自動
車の生産擴充等から
今後ゴムの需要の増
大が當然豫想される
際、官民協力之が實
現に努めねばならな
い。わが國の化學工

ムの工業化作業
北支に相當の埋蔵
走してゐるとは思
として考へれば、實な歩みを續けてゐることは心強い限り
まだ未開發の電源
らしい有機合成化學工業の完成へと、確
であつて、政府も適切な助成方策に關り
種々考究してゐるのである。

★表紙 語る汪精衛氏

☆南京に春萌える日

★淺間丸事件の獨人船客九名英艦横濱に廻送す

☆自給自足の被服部隊

★氷の防寒——オランダ国防軍

☆滿洲の元宵節

★廣東の難祭

☆省陽戦々撃祝賀會——廣東

★絲を止く鍛錬動員——科科教諭

☆大陸の花嫁一年生——橋本妹の興亞少女隊訓練

★讀物ベーチ

△支那新中央政府の誕生、日本關係はどうなる 『聯説の常識』 諸事は
どう造められる(下) △秦天會戰の追憶——城城兵團戰記 今春の科
學トタンボが食へませう △英國佛の文化聯説(中) ブラジン篇その他

34

依存してをり、且つ共産主義に對して反対であるため、ソ聯とは政治的にも對立してゐたのである。

そしてソ聯はフィンランド進撃を開始するとともに、スウェーデンに對して猛烈な赤化工作を開始した。その結果スウェーデンの共産黨は俄かに活躍するに至り、ために同國朝野の反ソ的態度はますます強化し、前記の舉國內閣は成立するやフィンランド援助の聲明を發してソ聯に對する反撃決意を明らかにした。

それで呼應して民間に於てはフィンランドに對する義勇軍の募集が開始され、十二月二十五日にはその先發部隊約一千名が瑞芬國境に到着し、越えて一月七日には義勇軍總司令官リンドー將軍の一行がフィンランドの北部戰線に向つた旨が傳へられるに至つた。

なほ、スウェーデンと同じ立場にあるノールウェーも、スウェーデン程に積極的ではないがフィンランドに對して武器を供給し義勇軍の派遣が報せられた。

それに対し、ソ聯政府は一月五日スウェーデン及びノルウェー兩國政府に向つて、義勇軍の派遣及び武器供給に

よるフィンランド援助、ならびに兩國新聞の反ソ論調が兩國の中立政策に悖る旨の強硬な抗議を行ひ、ノールウェー政府は六日に、スウェーデン政府は十日に、それより事項別にソ聯側の抗議に對し反駁又は釋明をなし、兩國政府としては中立違反の事實がない旨を強調した回答を送つた。

又、ドイツのナチス黨代表者は、一月三日、スカンディナヴィア諸國に向つて、「フィンランドに對して義勇兵を送らうとする英佛の行動は、ソ芬戰争に關して嚴正中立を守らうとするドイツの方針を再検討させるものに外ならない」と聲明し、もしそれらの諸國が英佛側の對芬援助軍に對し自國領土の通過を許すならば、それら諸國自身の立を危くする結果とならうと警告したが、これは獨ソ提携にもとづくドイツのソ聯支持の態度を明らかにしたものであり、同時に英佛に對する威嚇と見られたのであつた。

ついで十四日、ソ聯とスウェーデン、ノールウェーとの國交緊迫の折柄、ソ聯空軍のフィンランド各地に對する大規模空爆に際しその一部がボトニア灣の對岸のスウェーデン領に敷箇の爆弾を投下した事件が勃發した。且つ去る一月

五日のソ聯政府の抗議に對するスウェーデン、ノールウェー兩國政府の回答内容をタス通信社を通じてソ聯政府が公表したことに対する兩國側は事態を極めて重視し、ためにソ聯對瑞諸兩國の關係は悪化するに至り、ノールウェー政府は北歐情勢の緊迫に備へ義勇兵軍事訓練制度を實施することとなつた。

ついで一月下旬に至り、スウェーデンに於ては、皇孫ペルティ爾陛下を首班とする經濟使節團を米國に特派し、米國からの借款及び武器の入手について米政府と交渉を進めることとなつた。

そこでスウェーデン、ノールウェーの兩國はひたすら萬一の場合に對する準備につとめたのであつた。

は漸く十四日に至り英國民のフィンランド軍參加に對して一般的に許可を與へた。

それよりさき、ソ聯軍の猛攻にやうやく苦戦の色を見せたフィンランド側は、リチ首相タネル外相の訪瑞によりスウェーデン政府の援助を懇請したのであつたが、遂に成果を得ず、十六日に至りハンセン 瑞首相は「フィンランド政府は最近スウェーデンに對し軍事援助を要請してきたが、スウェーデンの中立政策と相容れないものとして拒絶した旨を發表したのである。

併しながら、スウェーデンの陸軍首腦部は政府の對芬軍事援助拒絶に大反対であり、こゝにはしなくも同國の政府と軍部との對立を來し、國内政情の不安が傳へられた。即ち前記ハンセン瑞首相の聲明は却つて同國民に不安又は不満の念を與へ、一部には對芬積極的援助の運動を企てる者さえも生じ、元來スウェーデンの國論は、英佛對ドイツ戰争についてよく迄も中立の維持に一致してゐるにもかゝらず、フィンランド問題をめぐり國論がやうやく二分する傾向を示したため、遂に十九日緊急國會に於ける國王ダグラス五世の

御宣言となり、スウェーデン中立の政策再開明とともに政府の決定した對外軍事的援助拒絶を確認し國論の統一を切望されたが、その内容は次の通りであった。

『余は現下の世界紛争に際しスウェーデンをあくまでその國外に立たしめることを以て余の義務なりと信ず。従つてすでに軍及び議會の完全な支持により中立宣言を發した次第である。

フィンランドの強大國家に對する勇戦に關し余は稱讃しその推移を見つゝあり、スウェーデンは當初より義勇兵その他の方法によりフィンランドに援助を與へて來たのであるが、同時にスウェーデン側よりの武力的援助は期待されぬ旨をフィンランド側に通告しておいたのである。而して余はその後再三の検討を經たるも遺憾ながら現狀に於ては、從來の態度を依然保持せざるを得ずとの見解に到達してゐる。余はスウェーデンがフィンランドに於て干渉すれば、スウェーデンはソ連戦のみならず大國間の戰争にも捲こまれる危險ありと確信するものであり、その場合にはスウェーデンが現在フィンランドに對して與へつゝあり且つ將來とも欣然として與へようとする援助さへ不可能とならう。

余はスウェーデンの利益名譽及び平和を目的として居り、スウェーデン政府の執つた途によつて戰火を回避し得ることを

七日ノールウェー政府に對し、英國の中立侵犯及びアルトマルク號に對するノールウェー側の保護不充分に關し嚴重な抗議と共に、事件は極めて重大な結果を齎すことあるべき旨の中入れを行つた。

かくて北歐諸國の中立は英獨ソ三列強からの壓迫により次第に困難となりつゝあつた二十五日、デンマーク首都コペンハーゲンに於てデンマーク、スウェーデン、ノールウェーの北歐三國外相會議が開催され、嚴正中立の持續に關し、次の要旨の聲明が發表された。

「ソ芬紛争に關する諸問題を審議したが、北歐各國民がフィンランドの完全な獨立が維持される範圍に於ける平和的解決を熱望する。

一、三國の中立政策は一致しており、三國を戰争に捲き込まうとする如何なる工作にも反対する。

以上の通り、フィンランド戰線に於けるソ聯の優勢に伴ひ、スウェーデンに對する壓迫が増大し、ためにスウェーデンはフィンランドの援軍派遣を拒絶したやうにソ芬戰爭

希望するものであり、今日この難局に際して國民が余の行爲を理解し且つ是認せんことを希望する。』

なほ、スウェーデン國王が上記のやうに、直接政治問題に干與されることは稀で、同國の外交界では極めてそれを重視したのであつた。

スカンディナヴィアに對するドイツの壓力が次第に加へられるや、遂にスウェーデンの中立政策再開明となつたが、ノールウェーもまたアルトマルク號事件をめぐつて容易に英國側に靡かぬ態度を示した。

即ち、二月十六日、ノールウェー南沿岸の領水内に於て英國軍艦が、ノールウェー軍艦監視の下に航行してゐたドイツ商船アルトマルク號より、武力を以て同船に俘虜として收容中の英國船員約三百名を奪還した事件が起きた。そしてノールウェー政府は直ちに、明瞭な中立侵犯として英國政府に抗議を申込むと共に、奪還し去つた船員の引渡しを要求した。

それと前後して、ノールウェー駐劄のドイツ公使は十

の深入りを避けるに至り、中立を維持するのに汲々たる有様を呈してゐる。

ノールウェーもまた、アルトマルク號事件によつて見られるやうに、ドイツの壓力に對して中立維持が極めて困難となつて來たのである。

一方、英佛側のフィンランド援助は、英國よりの義勇兵はすでに八千名と稱せられ、又、北フィンランドのペトサモ沖に英艦隊を派遣する等つとめてはゐるが、ソ聯の進攻を阻止するまでには至つてゐないのである。

且つアルトマルク號事件以來、英國が、ノールウェー領海を通過してムルマンスクに往復するドイツ汽船の航行及びノールウェーよりの礦石輸送路に對し、武力を以てそれを遮断しようとする態度は、スカンディナヴィア諸國をして中立維持をます／＼困難とならせてをり、スウェーデン及びノールウェーをして獨ソ陣營に追ひやる可能性が強められてゐると思られてゐる。

従つて、以上のやうな情勢はドイツにとつて有利なものであるとの觀測も行はれており、今後の北歐の事態の成りゆきは注目に値ひするものである。

ソ芬戦争の経過



陸軍情報部

既に半歳を経過した歐洲戦争も、開戦以來未だに無氣味な沈黙を續けてゐるので、北歐に於てはフィンランド軍とソ聯軍との激戦が對芬進攻作戦の開始となり、こゝに兩國は交惡天候を冒して續けられてゐる。

一、戦争の勃發

ソ聯邦が、急遽武力行使を決意するに至つた動機は、恐らく、フィンランドの態度が意外に强硬で、武力を伴はざる脅嚇のみでは到底所期の目的を達成する望みなく、一面、ソ聯が要求を拒絶され、そのまま引込むならば對浩婆(バルチック)政策

にまた對バルカン工作上 ソ聯軍の戦車

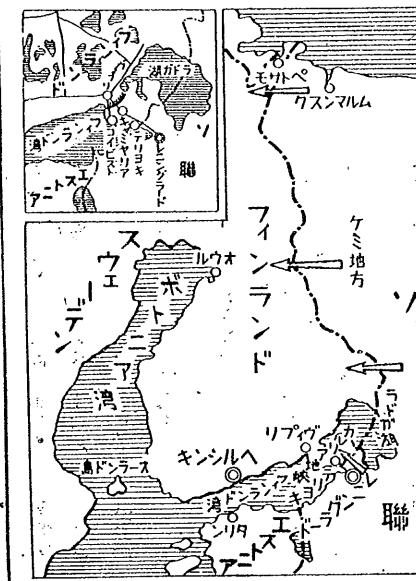
にも悪影響を及ぼすべく、他方第三國の介入等もあつてソ芬關係の紛糾を招來すべきを虞れたためであらう。

二、兩軍の作戦方針の大要

ソ軍の作戦方針 重點をカレリア地峡方面に指向し、
フィンランドの権要部たる南部地方を速かに占領することを企圖するとともに、フィンランドの退路を遮断する如く、中部フィンランドのケミ地方よりボトニア海岸オウルに向ひ進撃を行ひつゝある。又別に一兵团は、フィンランドの最北部ペトサモ附近兩國國境附近に存在する諸嶺山の占領を企圖してゐる模様である。

ソ聯はカレリア地峡テリヨキに樹立せる新人民政府を承認し、該新政府の要求に基づき之を援助してゐるに過ぎずとなし、戦争當面の責任者たることを回避せんとしてゐる。

一方、フィンランド軍は、
フィンランド軍の作戦方針
天候、氣象、地形を巧みに利用して、ソ軍の進軍を阻止しつゝ、退避作戦を行ひ、時間の遅延を算してこの間、米



國その他の支援干渉によつて事態の解決を企圖してゐる様子である。

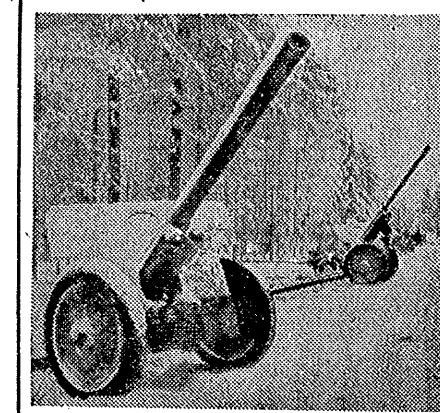
三、戦闘経過の概要

ソ軍は天候、氣象、地形の困難に制せられて、進撃意の如くならず困却してゐる模様であるが、しかし各戦線共に國境より數十粧進入してゐる模様である。

カレリア地峡方面に於ては、マンネルハイム線の一部

を突破し十數軒の線に進出し、別に一部隊はフィンランド湖内諸島嶼を占領した。又十二月八日、フィンランド海岸を隔る二十哩海上に於てフィンランド全海面の封鎖を宣言した。

これに對しフィンランド軍は、猛然果敢なる反撃及びゲリラ戦によつて、頑強にソ軍の進軍を阻止しつゝある。兵は四十歳、將校は六十歳までを勤員し、その總兵力は四十萬に達するだらうといはれる。



芬蘭聯軍に於ける砲兵の優勢な火力使用、特に頻繁に行はれる大

十一月

末以來のソ芬戰爭

は、その後ソ軍側の優勢なる兵力使

用、特に頻繁に行はれる大

芬蘭聯軍に於けるソ聯軍は、一月中旬以降銳意次期攻勢を準備中であつたが、二月十日頃から果然カレリア地峡方面に於て多數砲兵火力支援の下に、正面約百糠に亘るマンネルハイム線に對する攻撃を開始し、二月二十日頃までに、最左翼正面に於てキャミヤリア附近及びその西方地區の既設陣地を突破し、且下ヴィブリ（ウイルボルグ）附近の最終既設陣地帯の前面に近迫する模様である。

芬蘭聯軍に於ける砲兵の優勢な火力使用、特に頻繁に行はれる大

芬蘭聯軍に於ける砲兵の優勢な火力使用、特に頻繁に行はれる大

芬蘭聯軍に於ける砲兵の優勢な火力使用、特に頻繁に行はれる大

芬蘭聯軍に於ける砲兵の優勢な火力使用、特に頻繁に行はれる大

芬蘭聯軍に於ける砲兵の優勢な火力使用、特に頻繁に行はれる大

芬蘭聯軍に於ける砲兵の優勢な火力使用、特に頻繁に行はれる大

規模の空襲にもかゝらず、地形、天候、氣象等を利用してする、

芬蘭聯軍の善戦によつて戦況進展を見るに至らず、所によつては、かへつてソ軍側の損害甚大で、戰況、芬蘭側に有利なる面もあつた模様である。ソ軍側は今やその面目上よりするも、あくまで芬蘭聯軍を壓服するため、對芬蘭聯軍作戦に最大の努力を集中しなければならない破目に陥り、頻りに該方面の兵力を増加して次期攻勢作戦を準備中である。

ソ軍の對芬蘭聯軍戦に使用しある兵力は、開戦當初の十五六ヶ師團に比し、いまや既に四十ヶ師團に達する模様である。

芬蘭聯軍に於ける砲兵の優勢な火力使用、特に頻繁に行はれる大

芬蘭聯軍に於ける砲兵の優勢な火力使用、特に頻繁に行はれる大

芬蘭聯軍に於ける砲兵の優勢な火力使用、特に頻繁に行はれる大

芬蘭聯軍に於ける砲兵の優勢な火力使用、特に頻繁に行はれる大

芬蘭聯軍に於ける砲兵の優勢な火力使用、特に頻繁に行はれる大

してゐる模様で、コイビスト、フィンランド軍港附近も亦既にソ軍の手に歸したとの情報がある。この方面にソ軍の使用せる兵力は、狙撃十二乃至十五師團、機甲六乃至八旅團とのことで、ソ芬兩軍の損害は頗る大きく、殊にソ軍が甚だしいとのことである。

その他の方面に於ては、戦況殆んど變化なく、ソ軍は春季解氷前に作戦の進展を企圖してゐるやうである。

四、本戦争に対する觀察

人口僅かに三、四百萬に足らない芬蘭聯軍に對するソ聯軍の作戦が、一般的豫想に反して意外に進展しないことは、世界の注目を惹いてゐるのであるが、それには次のやうないろ／＼な理由が考へられる。

ソ聯としては、最初恫喝的出兵を以てその目的を達し得るものと考へたのが案外見込み遠ひであつたこと、作戦時期が氣候上最も不利なる最も寒い時期であつたこと、さほど重要な作戦地でないので素質訓練とともに寒地作戦に適當せざる多數兵團を充當したこと、その裝備

が耐寒作戦に不適なりしこと、統帥指揮が適當でなかつたことなどがあげられる。さらにまた、沼澤密林のため、ソ軍の自負する機械化部隊、優勢なる兵力、特に砲兵力も之を使用するに山なく、僅少なる芬蘭聯軍のため到るところに於て拒止せられ、寒氣に伴ふ濛氣、日照時間の短少なることは空中搜索に非常な不便を與へてゐる。

これに對し、芬蘭聯軍は祖國を累卵の危きより救ふべく國を擧げての健闘ぶりで、芬蘭聯軍の裝備訓練も極寒地の戦闘に適合し、その奮戦ぶりは世界の賞讃を浴びてゐる。

さて、かく作戦が長引くことは、ソ聯自身にとり國內外に對する影響極めて不利なるものがある。從つて寒氣も多少ゆるんだ時期から本格的攻勢を再興するものと判断せられ、現に最近の報道は、戰況活潑なるを傳へてゐる。これに對し、芬蘭聯軍は、相當頑強なる抵抗力を發揮すべきも、全兵力を傾注せる今日に於ては、既設陣地にして突破せられんか、早急に同國軍の覆滅を見ることは免れないことであらう。

維新政府水巡隊の現況

救護及び漁航業に關する

等を掌つてゐる。

さらに機材料は、

☆
新支那建設の希望に燃えながら、治安工作に全力をあげてゐる維新政府には、いはゞ同政府の海軍ともいふべき水巡隊といふものがある。この水巡隊は維新政府総統部水巡司に屬し、現在同政府下の長江下流及び太湖、黃浦江等の治安維持を目指して盛んに活動し、大きな實績をあげてゐるが、こゝにその現況を簡単に紹介することにしよう。

省にも當るもので、水巡司、水巡校、水巡隊の三つから成つてゐる。

生募集採用に關する事項についてある。

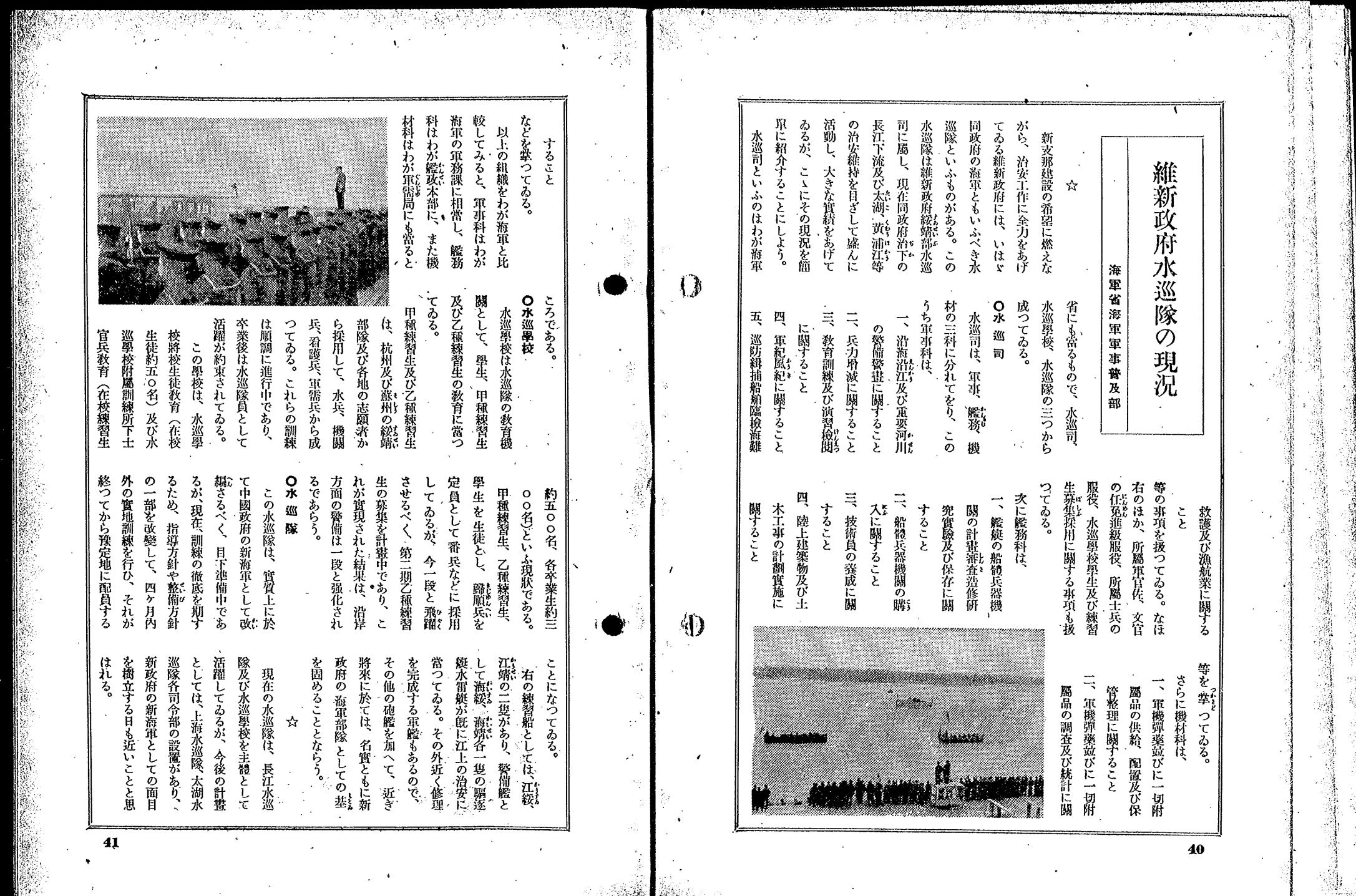
次に艦務科は、

一、艦艇の船體兵器器
關の計量審査、造修等
究實驗及び保存に關
すること

二、船體兵器機關の
入に關すること

三、技術員の養成に關
すること

四、陸上建築物及び土
木工事の計劃實施に
關すること



一千六百年史抄 (六) 菊池寛

内閣情報部蔵

院政と武士の擡頭

この世をばわが世とぞ思ふ望月のかけたる事もなしと思へば、と歌つた攝政道長の權勢は、藤原氏の全盛を示すと共に、満づればかゝる世の習ひをも示して、以後藤原氏の頗るしきは著るしかつた。それは藤原氏に御縁故なき後三條天皇が即位しましますと共に、藤原氏の權勢を抑へ、政治の革新に當られたからである。

天皇は、博士よりも才學優れさせ給へりと稱せられ給うた御英明の資を以て、記録所を新設され、貴族の私有地たる莊園を調査され、その不當なるものを處分された。大化革新に於ける班田收授の制が廢れ、土地の兼併が行はれると共に、開墾することに依つて私有を認められる墨田、

功勞に依つて賜はつた功田などに依つて、莊園は激増してゐたのである。

朝廷に租税を收めない莊園の激増は、北畠親房もその神皇正統記に於て、亂國の始めだと云つて慨嘆してゐる如く、當時に於ける國家の大患であり、武士がその勢力を獲たのも、莊園

が、その根據を與へたからである。

後三條天皇は、御在位わづか四年にして、御位を白河天皇に譲られたが、太上天皇となり給うた後、猶ほ政治を親裁あらせられようとする思召があつたが、御譲位後わづか五ヶ月にして崩ぜられた。これが院政の初めだと言はれてゐる。

白河天皇も、又英明の御資質で、藤原氏の權勢など顧慮せらるゝことなく、萬機を決し給うてゐたが、應徳三年、御位を堀河天皇に譲り給うた後、院廳を開いて、あん自から、萬機を總攬し給ひ、次の鳥羽天皇、崇徳天皇まで御三代の間は、白河上皇の院政が續いたのである。

これは、從來の朝廷の高官は、藤原氏の人々で、必ずしも鍊達堪能の士ではないので、新しい人材を抜擢して、實際的な政治を行ふために、院政と云つた形式が案出されたのではなからうか。このために、攝政關白の手中に在つた政治上の實權が上皇に歸し、藤原氏は全く離れての外なくなつてしまつたが、天皇御親政の理想から云へば、やはり變態であつて、保元の亂の一つの原因になつたとも云はれてゐる。

藤原氏全盛時代から、この時代にかけて、重大なる社會的事實は諸國に於ける武士の壠頭である。大化の革新に於ける軍團制度は、第四十九代光仁天皇の御世に、東國邊境の地及び三關國（美濃、伊勢、越前）以外は、軍團の必要なしとして、兵士の大部を農に歸らしめられた時から、半ば崩解したのである。その後、藤原氏が、中央に於ける權勢の維持、榮華の追及に専心して、國司の遙任が盛んに行はれ、（遙任とは、國守に任せらるゝも、自らは任國に赴かず、目代を差遣して政務に當らしめるものである）従つてその治績が舉るわけもなく、軍團の廢止とともに諸國の治安は漸く亂れ、群盜所在に横行し、京畿にさへその姿を現はすに至つた。

かうした紀綱の紊亂に連れて、貴族及び豪族の私有地なる莊園は、ます／＼激増したが、これ等の貴族豪族は、各自の莊園の治安を維持するため、各々の子弟もしくは臣従を武装せしめ、武技を鍛らしめたのである。これが、いはゆる武士の起源である。

しかも、これらの貴族豪族は、多くは前國司の位置にあつた守とか、介とか掾などで、その任國に土着したもので、人望も厚く、各地の強力なる武士團を形成したのである。その強力なものは、東國に於ける源氏であり、西國に於ける平家であつた。而して、その棟領と武士との關係は、官制上の關係でなく、人格的で情説的であつたから、その團結力も強く、後年に於ける武家政治の基礎を築いてゐたわけである。

最初、これらの武士が、中央の政界に於ては、何等の勢力のなかつたことは、平將門が、一檢非違使たらんとする希望を拒まれたことが、彼の後年の叛亂の遠因であると傳へられることに依つても分るが、その後源氏第二代の源満仲などが藤原氏の脅脢爪牙となることに依つて、漸くその勢力を扶植し、源賴義、義家は前九年、後三年の兩役に、陸奥守、鎮守府將軍として、武勳を輝かすと共に、東北の武士と親交し、次第にその統領たる位置を培つたのである。武士の壠頭とともに、當時朝廷及び藤原氏等の尊信を得てゐた延暦寺、興福寺などは、白河上皇の佛教御尊信に依つて、いよ／＼勢力を加へ、その廣大なる寺領を自衛する必要上、武力を養ひ、僧侶自身武装すると共に、浮浪の徒が之に加はり、宗門上の争ひにも武力を用ひるばかりでなく、朝廷に對する訴願などにも、延暦寺は吉神社の神輿を、興福寺は春日明神の神木を奉じて、京都に亂入した。之を嘆訴と稱して、無理非道の振舞をしたのである。朝廷は、これららの僧兵を防がしむるに、京都にある源平二氏の勢力を用ひ給うたため、武士は、いよ／＼中央に於ても、その勢力を伸ばすに至つたのである。

しかも、白河上皇が、從來藤原氏の爪牙たる源氏に對抗せしめるため、伊勢平氏たる平正盛、忠盛父子を御信任遊ばされたので、忠盛は西海に於ける海賊討伐に功を立て、瀬戸内海に平家の勢力を扶植すると共に、中央に進出して、鳥羽院の昇殿を許されるに至つた。

かくの如くにして養はれて來た源平二氏を中心とする武士の勢力は、保元の亂に於て、遂に中央の舞臺に躍り出たのである。

保元の亂は、藤原氏に於ける父子兄弟間の權力爭ひが、皇室をまで、その渦中に引き入れ奉つた戰亂であるが、政權の爭奪が、武力に依つて左右さるべきものであることを如實に示したことに依つて、今まで他の勢力の爪牙を以て甘んじてゐた武士をして、遂に政權に對する野心を懷かしむるに至つたのである。

されば、この戦ひに於ける殊勳者たる平清盛は、相づよく平治の亂に於て、その對抗勢力なりし源義朝を撲殺すと共に、その官位はしきりに昇進して、太政大臣となり藤原氏に倣うて、皇室の外戚となり、政治上の實權を握つたのである。これは制度の上には、何の變革もなかつたけれど、その内容に於ては、平氏の武家政治であり、源賴朝の幕府政治に移る過渡期であつた。が、幸運に依つて榮達した人々が、その元を忘れるやうに、平氏の一門も、殿上人となつて、榮華に耽ると共に、武士たるの本領を忘れたのである。武士たるの本領を忘れたる以上、平家の武家政治が、崩解することは當然のことであつた。

卷之三

文部省推薦圖書 一般向一

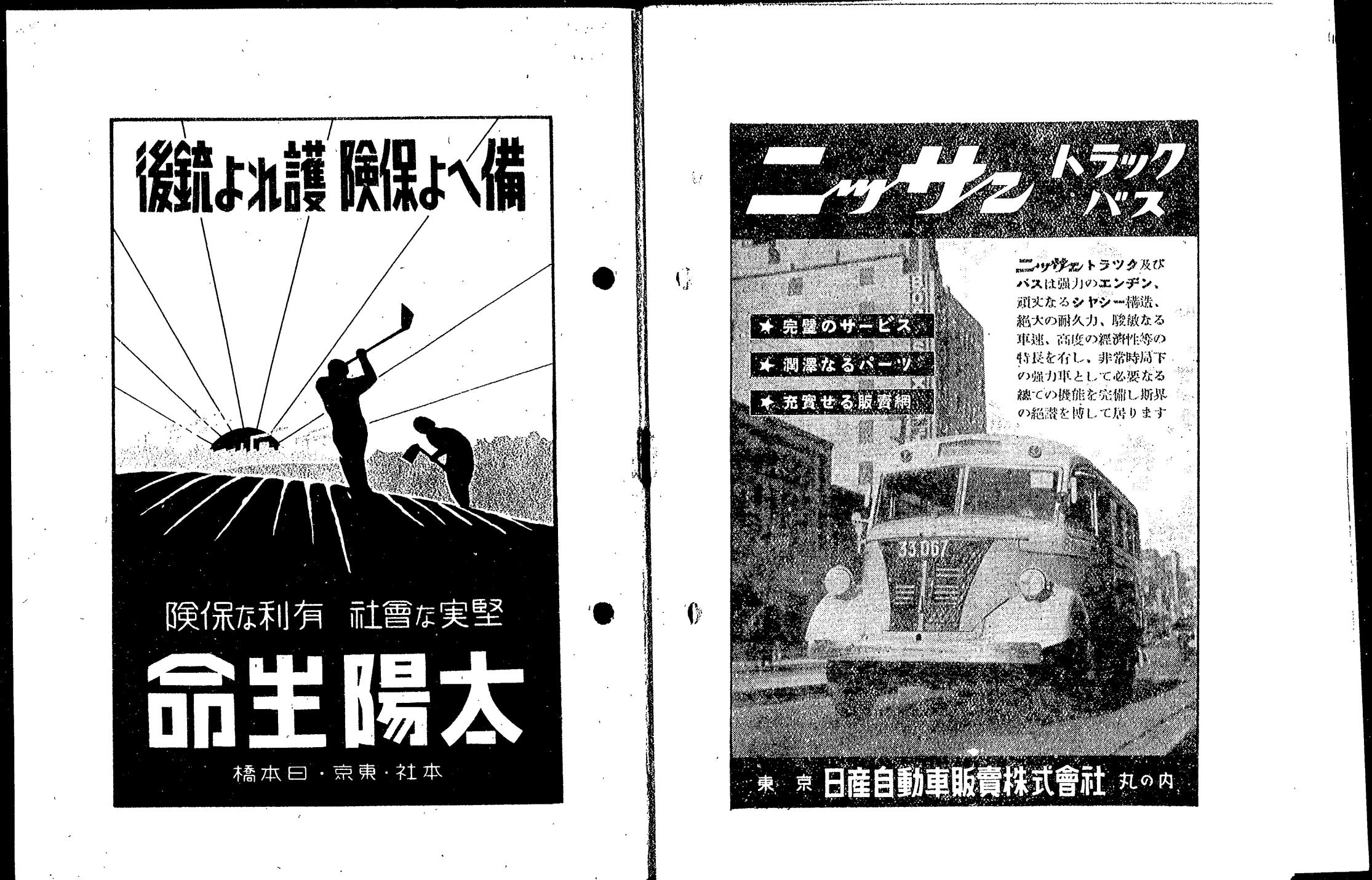
は紀元二千六百年に當つて神武天皇の御
鴻德を瞻仰し奉り且つ皇祖警國の御精神を
奉戴して國民精神の更張を期せんがため
内務省神社局に於て日本書紀卷第三（即ち
神武天皇紀）を謹解したものである。原文
を國文に讀み下して、解釋を附し、重要語
には語釋を施してある。また、神名人名の
説明に當つて、關係神社を擇げてあるのは、
本書の一特色であらう。附錄として、櫛原
神宮、宮崎神宮の由緒及び道府縣に於ける
神武天皇奉祀神社の調査を收めてある。
A6判二二二頁 定價三十錢 税科六錢 管行内閣印刷
二月貰賞販三十八種 定價三十錢 税科六錢 管行内閣印刷
開印刷局

定	價	申込所	御注意
一 部	五 繕(送刊共)	内閣印刷局發行課	豫約配送局希望の方は、 〔外國郵便に依る地域 は送利共一部郵便局便 に依る場合は十錢〕の額を以て前項各款 〔郵便込み下さい〕
		電話九ノ内三五一一九 報音東京一九〇〇〇番	特賣會の其の都度掛金より を申受けます
		全國各地官報販賣所	▲本誌は、報紙の場合は必ず「定期刊行費」と り轉載」の旨を明記し、且つ右種類記入を 開拓地圖編輯部第三回連合下さる 東京市神田區神保町二ノ番
		東都書籍株式會社	▲本誌記事の定期刊行費を明記して置かねば 規則上に對する御不満を抱き難い事であります 御見るに御難堪御承知せざり致しま ▲本誌は他へお送りの場合は別税一元五厘 ▲本誌へ廣告卸希望の向は内閣印刷局へ
		各書店 講談社	



露光量違いにより重複撮影

ପାତ୍ରମାନଙ୍କ ପାତ୍ରମାନଙ୍କ
ଅଧିକାରୀଙ୍କ ଅଧିକାରୀଙ୍କ



週

報

昭和十五年三月十一日第三種郵便物認可

(毎週二回水曜日發行)

の健康
-るくおを力動原

用 薬
八大特許
クラブ歯磨

歯と歯ぐきを
薬効的に強化！

健康の第一關門は歯に！ その
點、クラブ歯磨は八大事實特許
の化學作用で口中の細菌や汚れ
を化學的に分解・除去すると共
に、歯と歯ぐきを薬効的に強化
し、ムシ歯・口臭・齒槽膿漏を
完全に防止します。強健な歯で
よく咀嚼し栄養を充分に身につ
けて下さい！



(判LA51格規定國はさき大の書本)